

新型コロナウイルス感染症に係る

支援対策をお知らせします

第4次支援対策事業の詳細についてお知らせします。

十和田市新生児子育て支援給付金

申請健康増進課 ☎⑤6792

子育てをする家庭への生活支援のため、国の特別定額給付金の対象とならなかった新生児を対象に、給付金を支給します。

対象 ・令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生し、出生後最初に本市の住民基本台帳に記録された人
・申請時点で、本市の住民基本台帳に記録されている人

給付額 子ども1人につき 10万円（給付対象の父、母または未成年後見人に給付します。）

申請方法 市から届く申請書に必要な事項を記入の上、必要書類を添付し、提出してください。

申請期間 ①受付中～令和3年3月31日(水)
(申請対象：令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれた人)
②令和3年4月1日(木)～令和3年4月30日(金)
(申請対象：令和3年3月1日から令和3年4月1日までに生まれた人)
※①の期間に給付金の申請を行い、給付の決定を受けた人を除く。

※必要書類など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

プレミアム付商品券

商工観光課（本館2階4番窓口） ☎⑤6773
十和田商工会議所 ☎④1111

市内経済の活性化と市民の家計に対する支援のため、市内店舗などで利用できるプレミアム付商品券を発行します。全世帯に引換券を送付しますので、購入を希望する場合は販売場所に引換券を持参の上、商品券を購入してください。

対象 市内の全世帯
内容 1,000円券13枚綴り（13,000円分）の商品券を1万円で販売
購入上限 1世帯3セットまで
販売期間 令和2年11月2日(月)～令和3年1月29日(金)
使用期間 令和2年11月2日(月)～令和3年2月28日(日)
販売場所 市内の郵便局（八郷簡易郵便局、滝沢簡易郵便局は除く）

プレミアム付商品券取扱加盟店を募集しています

申請十和田商工会議所 ☎④1111

参加資格 十和田商工会議所、十和田湖商工会の会員である市内の店舗
※参加を希望する店舗はお問い合わせください。

店舗応援ラリー事業「コロナに負けるな!!十和田のお店応援ラリークーポン券」の利用はお済みですか？

申請十和田商工会議所 ☎④1111

コロナに負けるな!!十和田のお店応援ラリークーポン券の利用は10月31日(土)までとなっていますので、期間内にご利用ください。

また、「十和田“復袋”(十和田産品)」が当たる抽選の応募期限は11月15日(日)です。異なるお店のシールを3枚以上集めて応募し、豪華賞品をゲットしましょう。

詳しくはホームページ（<http://www.towada.or.jp/ouenrally>）
またはQRコードからご覧ください。



▲QRコード



第2次、第3次支援対策事業について再度お知らせします。

感染拡大防止対策支援事業補助金

申請健康増進課 ☎⑤6790

市内に店舗または事業所を有する事業者、サーマルカメラ（体表面温度測定カメラ）やマスク・体温計などの購入費用に係る補助金を交付します。

対象経費 ①サーマルカメラ（カメラ設置型・ハンディー型・タブレット型）の購入、設置に係る費用（上限2台）
②感染症拡大防止のための物品（マスク・フェイスシールド・体温計・ついたて板・ビニールカーテン）などの購入、設備導入（電子決済端末・自動消毒液噴霧器（手指用）・換気扇の設置など）費用
※①、②のいずれかのみ

補助費用 ①対象経費の3分の2（上限50万円） ②対象経費全額（上限5万円）

申請期限 令和2年12月21日(月)（当日消印有効）
(令和2年4月1日～令和2年11月30日に支払った経費が対象です。)



※詳しくはQRコードからご覧ください。

国民健康保険税の減免

申請収納課（本館1階7番窓口） ☎⑤6760
申請国民健康保険課（本館1階11番窓口） ☎⑤6751

次の要件を満たす世帯は、申請により国民健康保険税が減免されます。

対象 ①新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯 →保険税を全額免除
▶申請には、医師の診断書などの書類が必要です。
②新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれる世帯 →保険税の全額免除または一部を減額

後期高齢者医療保険料の減免

申請国民健康保険課 ☎⑤6752

次の要件を満たす人は、申請により後期高齢者医療保険料が減免されます。

対象 ①新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯 →保険料を全額免除
▶申請には、医師の診断書などの書類が必要です。
②新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれる世帯 →保険料の全額免除または一部を減額

介護保険料の減免

申請高齢介護課（本館1階10番窓口） ☎⑤6721

次の要件を満たす人は、申請により介護保険料が減免されます。

対象 ①新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者 →保険料を全額免除
▶申請には、医師の診断書などの書類が必要です。
②新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれる第1号被保険者 →保険料の全額免除または一部を減額

※いずれも、詳しくは市ホームページをご覧ください。